

学用品費などを
一部援助します

令和２年度就学援助申請を受け付け中

経済的理由により就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の就学費用を一部援助します。

援助を受けるためには、申請して審査を受ける必要があります。申請は随時受け付けていますが、４月から認定を受けるには、３月中の申請が必要です。

▼対象 市立小・中学校に就学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人

※市立小・中学校以外に就学している場合でも、児童生徒および保護者が市内に居住している場合は認定できることがありますので、お問い合わせを。

○生活保護が停止または廃止となった人

○世帯全員が市民税所得割非課税の人

※住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

○国民年金保険料が全額免除の人

○児童扶養手当の全部支給（一部支給停止されていない）を受けている人

○市民税が減免決定された人

○国民健康保険料が減免決定された人

○そのほか、経済的に就学に困難な状況が認められる人（学校などを通じて確認します）

▼申請に必要なもの 印鑑、平成３１年１月２日以降に転入した人は令和元年度所得課税証明書、市民税・国民健康保険料の減免理由で申請する人は減免決定通知書

■問い合わせ・申請先 学務健康課（岩木庁舎３階、☎ 82-1643）／学務健康課分室（市役所１階）

※電話での問い合わせは学務健康課へ。

魅力ある景観づくりのために

屋外広告物除却の経費に補助金を交付します

市民や観光客が訪れたい城下町弘前の歴史的風致を生かした魅力あるまちづくりのため、景観を阻害する屋外広告物の除却に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象となる屋外広告物 街なみ環境整備促進区域および街なみ環境整備事業地区で、①弘前市屋外広告物条例に基づく許可を受けているもの、②適用除外に該当する広告物で、許可不要となっているもの

▼補助対象者 対象広告物の所有者または管理者

（市税等を滞納していない者）

▼補助対象経費 対象広告物の除却または改善に係る工事費

▼補助金の額 補助対象経費の実支出額の２分の１に相当する額または５０万円のいずれか少ない額（１,０００円未満切り捨て）

※詳しい手続き方法や対象となる地区などは市ホームページをご確認ください。

■問い合わせ・申請先 都市計画課（市役所３階、☎ 34-3219）

共助による快適な雪国生活を

町会雪置き場事業・地域除雪活動支援事業

【町会雪置き場事業】

住宅地に空き地を所有している人が地域の雪置き場として町会と無償で契約を締結し、空き地を貸し付けした場合に、固定資産税などの３分の１以内を減免します。



【地域除雪活動支援事業】

除雪機械や融雪設備を活用し、一般除雪によって狭くなった生活道路の拡幅・排雪作業や融雪活動を行う町会等に対して、燃料費や電気料などの一部を報償金として支給します。

～共通事項～

▼申請期間 １１月１日～２５日

▼実施期間 １２月１日～令和２年３月３１日

■問い合わせ先 道路維持課（茜町２丁目、☎ 32-8555）



広告を
掲載しませんか

弘前市成人式プログラムに掲載する有料広告を募集します

弘前市成人式プログラムに掲載する有料広告を募集しています。広告内容は式典プログラムの性格上、一定の条件がありますので、市ホームページでご確認ください。

▼配布日 令和２年１月１２日（日）

▼配付予定枚数 １,５００枚

▼掲載規格など ８枠（縦４５ｍｍ以内×横８５ｍｍ以内）

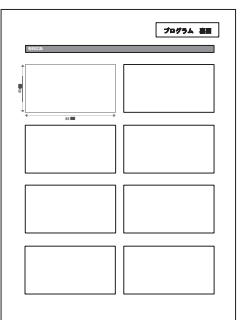
※掲載する広告はモノクロになります。なお、募集枠数を超える応募があった場合は、市内に主た

る事業所を有する掲載希望者を優先し、抽選により決定します。

▼掲載料 ５,０００円

▼申込期限 １１月１５日（金）

■問い合わせ・申込先 生涯学習課（岩木庁舎内、☎ 82-1641）



※掲載イメージ。

シリーズ⑥
どうする空き家!?
空き家に関する役立つ情報を
定期的にお知らせします

空き家に関して民間事業者が提供しているサービスがあります

【空き家の総合相談窓口】 建築指導課空き家対策係（☎ 40-0522）



①空き家等管理代行サービス

所有者等が費用負担し、民間事業者が空き家等の管理（建物の外観・屋根・窓等の破損確認・通気・除草・郵便物の転送など）を代行するサービスで、時間をかけず低コストで空き家を管理できるため、活用を検討する所有者が増えています。

自分で管理することが難しい空き家を所有している人など、利用を希望する人は、右表の業者へお問い合わせください。

事業者名	住所	電話番号
アート不動産	本町 34 の 1	31-8131
サンコー	駅前町 6 の 15 SKビル 1 階	33-2452
成都地所	土手町 211 の 10	38-0980
創和不動産	外崎 5 丁目 2 の 2	88-7716
ツツイ不動産	南大町 2 丁目 7 の 90	35-9091

※弘前市でパートナーシップ協定を締結している団体に所属する事業者のみ掲載しています。

②空き家相談員

空き家相談員とは空き家の所有者や入居（移住）希望者および市町村からの空き家に関する多様な相談に中立的な立場で応じ、包括的な情報提供を行うことができる「宅地建物取引士」です。

相談員は青森県居住支援協議会に登録されて

いて、協会のホームページ（<http://aomori-kyoju.com/consultation>）から確認できます。

なお、相談料は無料ですが、相談の結果、具体的な仕事を依頼する場合は必要な経費が掛かります。



弘前圏域空き家・空き地バンク登録物件募集中！

空き家をお持ちの人は、気軽にご相談ください。農地付きの空き家も登録可能です。

■問い合わせ先 弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局（建築指導課内、☎ 40-0522）